



平成 26 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県特別職報酬等審議会
会長 種橋潤治



知事及び副知事の給料の額並びに県議会議長、副議長及び議員の
議員報酬の額に関する答申

平成 26 年 12 月 3 日付け総務第 04-117 号により貴職から諮問があった特別職の
報酬等の額について、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等

特別職の報酬等の月額は、現行の額を据え置くことが適当である。

2 考え方

当審議会は、平成 26 年 12 月 3 日、特別職の報酬等の額について諮問を受け、
3 回にわたり慎重に審議を重ねてきた。

今回の審議に当たっては、給料や議員報酬の月額だけでなく、期末手当や退職
手当を含めた一任期中の総収入を視野に入れて検討を行うこととし、全国からみ
た三重県の位置づけや社会経済情勢、特別職が果たしている職務と責任の度合い、
一般職の職員の給与改定の状況、国や他の地方公共団体との均衡等を考慮しなが
ら、さまざまな視点から検討を行った。

(1) 全国からみた三重県の位置づけ

人口、県内総生産、一人あたり県民所得、県の予算規模などの主要な県勢指標
について確認したところ、人口、県内総生産、一人あたり県民所得、県の予算規
模については全国のほぼ中位であり、地域別最低賃金や財政力指数については全
国中位よりやや上位にある状況であった。

一方、特別職の一任期中の総収入については、知事及び副知事はおおむね全国
の中位に、県議会議長、副議長及び議員（以下、「県議会議員」という。）はいず
れも全国中位よりやや上位に位置しており、主要な県勢指標の状況とおおむね一
致している。

(2) 社会経済情勢

国内及び県内の経済情勢はともに緩やかに回復しつつあるが、その状況は地域によってバラつきがみられる。県内でも南部地域においては非常に厳しい状況が続いているとの意見があった。

県の財政状況は、歳入面では県税収入の一定の増加が見込まれるものの、歳出面では社会保障関係経費の増加等もあって、依然として極めて厳しい状況にある。

(3) 特別職の職務・職責に対する報酬のあり方

①知事及び副知事

知事と国会議員の年収について比較したところ、それほど大きな差は見られないが、知事が国会議員をやや上回る状況にある。この状況については適切なものと考えるべきではないかとの意見があった。

②県議会議員

第2回審議会において、県議会議長から県議会における議会改革の推移や活動状況等について聴き取りを行ったうえで、審議を行った。

県議会の会期日数、議員提案条例数等については、他の都道府県議会と比べて積極的な活動状況にあることが認められる。

なお、議員報酬は社会経済情勢の変化等に対応して決定すべきものであり、県議会議員の活動の充実に対しては、本来政務活動費により対応すべきではないかという意見もあった。

(4) 一般職の給与改定の状況

前回審議会答申による給料の額の改定（平成19年4月）以降の一般職職員の給与改定率をみると、平成26年度までの累積でプラス1.30%となっている。

しかし、一般職においては、本年の人事委員会勧告で平成27年4月より国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた改正を実施し、給料月額を平均で2.7%引き下げ、地域手当を段階的に0.5%引き上げることが勧告されている。この影響を含めると、累積でマイナス0.94%となる。ただし、一般職については経過措置として平成27年3月31日現在の給料が4年間保障されている。

(5) 国及び他の都道府県との均衡

(1)で述べたように、特別職の一任期中の総収入については、知事及び副知事はおおむね全国の中位に、県議会議員は全国中位よりやや上位に位置している。

また、国の特別職（内閣総理大臣、国務大臣等）については、一般職に準じた

給与改定が行われており、平成 27 年 4 月以降、給料月額を 2 % 引き下げるとともに、地域手当を段階的に 2 % 引き上げることとされている。国会議員については、平成 22 年 12 月 1 日以降、据置きとなっている。

(6) 結論

以上のような状況を総合的に勘案し、当審議会としては次のとおり判断した。

①知事及び副知事の給料の額

知事及び副知事は職員を指揮監督する常勤職員であることから、これまでも一般職の給与改定状況を重視した改定を行ってきたところである。今回、一般職の累積改定率はマイナス 0.94% となるが、経過措置として現給保障がなされるため、ただちに実質的な引下げとはならない状況である。また、国の特別職においては、給料月額が引き下げられるものの、地域手当の引上げにより実質的には据置きとなっている。さらに、現行の一任期あたりの総収入は全国中位に位置しており、主要な県勢指標との均衡は取れているといえる。このようなことから、現行の額を据え置くことが適当である。

②県議会議員の議員報酬の額

県議会議員については、これまでの議会改革の取組等により全国的に見ても議会活動の充実が図られていることは評価すべきものである。現在の議員報酬の額は全国中位よりやや上位にあるが、活動状況からみて適切な位置にあると考えられる。主要な県勢指標ともおおむね一致していることから、現行の額を据え置くことが適当である。

3 附帯意見

今回の審議会は、前回の審議会答申より 8 年ぶりの開催であった。特別職の報酬等は、社会経済情勢の変化等に応じて適切に判断されるべきものであり、あまりにも長期間にわたって審議会が開催されないことは好ましくない。今後は、今回の審議にあたって参考とした事項をはじめとするさまざまな情勢の変化をとらえ、適時・適切に審議会を開催されたい。審議の中では、知事及び県議会議員の任期中に少なくとも 1 回は開催すべきとの意見があったことを申し添える。

三重県特別職報酬等審議会

会 長 種 橋 潤 治

会長代理 小 林 慶太郎

委 員 朝 日 幸 代

委 員 伊 賀 恵

委 員 岡 本 浩 延

委 員 土 森 弘 和

委 員 中 島 伸 子

委 員 西 井 勢津子

委 員 横 山 桂 子

委 員 依 田 直 哉